地域審議会の設置に関する協議について

地域審議会の設置に関する協議について別紙のとおり提出する。 平成16年10月26日提出

津地区合併協議会 会長 近 藤 康 雄

【協議結果】

別添修正協議をもって確認

地域審議会の設置に関する協議

(設置)

第1条 合併前の合併関係市町村の区域ごとに、市町村の合併の特例に関する 法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、地域審議 会(以下「審議会」という。)を設置する。

(名称及び設置区域)

第2条 審議会の名称及び当該審議会の設置に係る区域(以下「設置区域」という。) は、次のとおりとする。

名 称	設 置 区 域
津地区地域審議会	合併前の津市の区域
久居地区地域審議会	合併前の久居市の区域
河芸地区地域審議会	合併前の河芸町の区域
芸濃地区地域審議会	合併前の芸濃町の区域
美里地区地域審議会	合併前の美里村の区域
安濃地区地域審議会	合併前の安濃町の区域
香良洲地区地域審議会	合併前の香良洲町の区域
一志地区地域審議会	合併前の一志町の区域
白山地区地域審議会	合併前の白山町の区域
美杉地区地域審議会	合併前の美杉村の区域

(設置期間)

第3条 審議会の設置期間は、平成18年1月1日から平成28年3月31日 までとする。

(所掌事務)

- 第4条 審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応 じて審議し、答申するものとする。
 - (1) 新市まちづくり計画の変更に関する事項
 - (2) 新市の基本構想の策定に関する事項
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 審議会は、前項の規定による審議及び答申を行うほか、設置区域に係る次に掲げる事項について審議し、市長に意見を述べることができる。
 - (1) 新市まちづくり計画の執行状況に関する事項
 - (2) 公共施設の設置及び管理運営に関する事項
 - (3) 地域振興の施策に係る予算に関する事項
 - (4) その他審議会が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定により審議会から意見が述べられたときは、その意見 を尊重するものとする。

(組織)

第5条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

- 第 6 条 委員は、設置区域内に住所を有する者又は設置区域内に存する事務所等に勤務する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 地域の産業、福祉、教育、文化等に関し活動を行っている者
 - (3) 公募による者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 前項第3号の規定により委嘱される委員については、3人以内とする。 (任期)
- 第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、設置区域内に住所を有しなくなったとき、又は設置区域内に存する事務所等に勤務しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

- 第8条審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第9条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、 委員の委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。
- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。
- 3 会議は、毎年度1回以上開催するものとする。
- 4 会議は、委員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 5 会長は、会議の議長となる。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席さ

せて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

8 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、本庁及び支所において処理する。

(委任)

第 1 1 条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成18年1月1日から施行する。